

邑南町の住まいに関する助成制度をご紹介します

空き家を住まいに活用したい方 ▶▶▶ 空き家改修事業補助金

U・Iターン者に該当する方が町に登録された空き家を購入・賃貸して住みはじめる場合、改修経費の一部を補助します。

- 対象物件**： 邑南町空き家情報活用制度(邑南町空き家バンク)に登録された物件
- 対象者**： ① 町内に住所を持ったことがない方、または町内に住所を移して3年以内の方
② 住民票を町外に移して5年以上の方
③ 20歳以上の方
④ 今後5年以上定住する見込みのある方
⑤ 「邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金」を受けていない方

※①②及び③～⑤すべての要件を満たす方

※ 地域自主組織、自治会、NPO法人についても補助の対象

※ 50万円以上の工事が対象

- 補助金額**： 工事費の1/2 (上限100万円) を補助



空き家の活用を検討している方 ▶▶▶ NEW 空き家バンク活用促進事業 (家財道具等片付け・清掃・空き家管理費用補助)

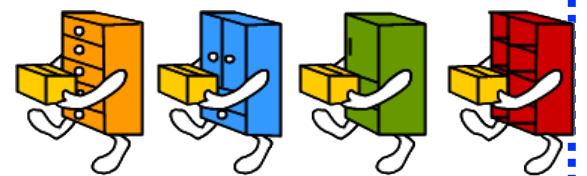
邑南町空き家バンクに登録されている物件の家財道具等の処分、内外の清掃、維持管理を業者に委託する費用(業者に支払った費用)の一部を補助します。

- 対象者**： ① 空き家(一戸建て)の登録者
② 2年以上空き家バンクに登録する意思のある方
③ 町税及び使用料等の滞納がない方

※①～③すべての要件を満たす方

- 補助金額**： 補助対象経費の1/2

- ①家財道具等の処分 上限10万円(1回のみ)
- ②ハウスクリーニング 上限10万円(1回のみ)
- ③空き家の適正管理 上限12万円(年間) 2年間で限度



平成29年4月1日 施行

多世代で子育てするため住まいの新築・改築を検討している方

多世代による安心子育て^{すまいる}推進事業補助金

多世代同居・近居を目的に住まいの新築・改築を行う方に対して、経費の一部を助成します。

- 対象者： ① 同集落に新築・増改築・修繕した住宅を生活の拠点とされる方
- ② 5年以上継続して居住される方
- ③ 町税及び使用料等の滞納がない方

※①～③すべての要件を満たす方

※ 2世代、3世代で同居または近居を始めて1年以内の方も対象

※ ただし、アパート等の賃貸物件に同居・近居していた場合は、1年以上も対象

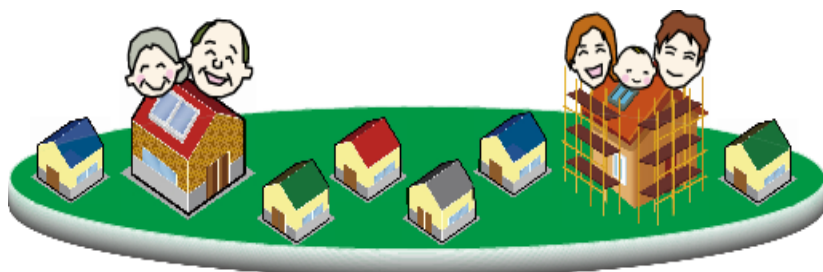
- 対象工事： 200万円以上の建築工事

- 補助金額： 住まい方によって、補助金の上限額が異なります。



① 3世代同居の場合

工事費の10% (上限100万円)



② 3世代近居の場合

工事費の10% (上限80万円)



③ 2世代同居・近居の場合

工事費の10% (上限50万円)

※①、②は、高校生以下の子どもを持つ世帯に限る

- 共通条件・ 施工業者は町内であること。予算に限りがあります。

詳細につきましてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 定住促進課 直通電話：0855-95-1117 IP電話：050-5207-3019

平成29年4月1日作成